明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二九）　一
〔省　令〕
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業四二）　三
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）　四
〔告　示〕
○統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件の一部を改正する件（総務一五九）　七
○著作者の実名登録の件（文化庁三三、三四）　三〇
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働一七七）　三七
○磁気ディスク装置のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業九六）　三八
○ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（同九七）　三三
○石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（同九八）　三七
○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（環境三九）　四〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　四一
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
日本弁護士連合会徴戒の処分、企業年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任、地方職員共済組合定款の一部変更関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　六二

府令

○内閣府令第二十九号

保険業法（平成七年法律第百五号）第百八十六条第二項の規定に基づき、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年四月十九日

内閣総理大臣　菅　義偉